

# 消防団員等福祉共済事業方法書

平成26年4月1日施行

(この共済の趣旨及び目的)

第1条 この共済は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」という。）が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員（以下「消防団員等」という。）が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進する総合的な共済として、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(共済の種類)

第2条 本会が取扱う共済は、日本消防協会消防団員等福祉共済（以下「本共済」という。）とする。

(共済金額)

第3条 本共済の共済金額は、次のとおりとする。

区分	事由	給付種別等			共済金額 (円)
死亡	公務 ・ 公務外	遺族援護金			1,000,000
	公務	弔慰金			23,000,000
		弔慰救済金	付 加 給 付	1号	10,000,000
				2号	7,000,000
				3号	5,000,000
保育援護金			1人 250,000		
級等 （ 重 度 障 害 1 級 又 は 2 級 ）	公務 ・ 公務外	生活援護金			1,000,000
	公務	重度障害見舞金			23,000,000

区分	事由	給付種別等			共済金額 (円)
1 級又は 2 級 重度障害(障害の等級)	公務	見舞金	付 加 給 付	1 号	6,000,000
				2 号	4,500,000
				3 号	2,500,000
		保育援護金			1 人
障害(障害の等級3級～12級)	公務 ・ 公務外	障害見舞金	3 級又は 4 級		500,000
			5 級又は 6 級		300,000
			7 級又は 8 級		180,000
			9 級又は 10 級		90,000
			11 級又は 12 級		60,000
	公務	見舞金	付 加 給 付	1 号	750,000
				2 号	750,000
				3 号	500,000
			付 加 給 付	1 号	500,000
				2 号	500,000
	3 号	400,000			
入院	公務 ・ 公務外	入院見舞金(120日限度) 7日以上の入院で1日あたり			1 日 1,500

(共済契約者の範囲)

第4条 本共済の共済契約者は、都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会とする。

(被共済者の範囲)

第5条 本共済の被共済者は、消防団員等のうち本共済に加入したもの(以下、「加入者」という。)で、その範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 年齢80歳6ヶ月未満のもの。
- (2) 加入日の前日において健康であるもの。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとする。

(共済期間)

第6条 本共済の共済期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、共済期間の途中で共済契約または加入した場合の最初の中途加入者の加入の責任期間は、共済契約または加入申込のあった翌月1日からその後に到来する最初の3月31日までの期間とする。

(被共済者又は共済の目的の危険選択)

第7条 本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行う。

- (1) 共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと
- (2) 告知日現在における被共済者の健康状態
- (3) 告知日以前の被共済者の傷病歴
- (4) その他当会による危険選択のために合理的に必要な事項

(共済契約の締結の手続き)

第8条 本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行い、契約の意向の確認を行うものとし、所定の様式による共済契約申込書(以下「契約申込書」という。)に所定事項を記入させ、加入者名簿を添付し記名押印のうえで、これを本会に提出させるものとする。

- 2 前項による契約申込書に添付する加入者名簿は、消防団員、消防職員が所属する消防団、消防本部又は消防組合等(以下「消防団等」という。)、地域において自主的に防災活動を行っている自主防災隊等(以下「自主防災隊等」という。)及び都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会(以下「県消防協会等」という。)毎に、消防団員、消防職員、自主防災隊員及び県消防協会等の役職員の全員が加入する場合(以下「全員加入の場合」という。)は加入者名簿を省略することができるものとする。
- 3 本会は、第1項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌月1日(但し、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。)から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証券を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付する。
- 4 本会は、前項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を経由して加入者に通知する。この場合において、掛金が既に払い込まれてい

るときは、遅滞なくその全額を共済契約者を経由して加入者に返還する。

(脱退と補充加入)

第9条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本会から脱退する。この場合、すでに振り込まれた掛金は返還しないものとする。

- (1) 加入者の年齢が80歳6ヶ月に達したとき
- (2) 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき
- (3) 加入者が退団、退職又は除隊したとき

2 前項の規定により加入者が脱退したとき、この者に代わって補充加入する場合は、補充加入者のかかる所定の掛金は払込を要する。

3 前条第2項による全員加入の場合、第1項の規定により脱退した加入者の後任として消防団員、消防職員又自主防災隊員等となった者は、当該退団、退職又は除隊者に代わって補充加入することができるものとする。ただし、この場合、当該補充加入者は残存保障期間について掛金の払込みを要しない。

(被共済者の同意の確認)

第10条 本会は、共済契約者から共済契約の申し込みを受けるにあたり、被共済者に対して、本会から又は共済契約者を通して本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行うことにより、本共済への加入について、被共済者の同意があったことについて所定の様式による共済契約加入申込書に被共済者の代表者等の記名押印を行わせることにより確認を行う。

(掛金)

第11条 本共済の掛金は、加入者1人につき別表1のとおりとする。

(掛金の収受)

第12条 本会は、共済契約の申込の内容に従い、掛金を次条に定める払込方法により共済契約者から収受する。

(掛金の払込)

第13条 掛金の払込方法は、金融機関等への振込扱とする。

2 本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略する。但し、共済契約者または加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行する。

(共済契約申込みおよび掛金の払込に関するその他の取扱い)

第14条 共済契約者による契約申込みおよび掛金の払込に関するその他の取扱いについては、本会福祉共済契約約款（以下「共済契約約款」）第16条ないし第18条に定めるところによる。

(共済金の支給)

第15条 本会は、共済契約約款第2条から第7条までの規定に基づき、共済契約

者を経由して所定の受取人に対して同第2条各号に定める共済金を支給する。

- 2 本会は、共済契約約款に定める期日をこえて共済金を支給する場合には、その期日の翌日から共済金支給日までの日数について、支給共済金に年5分の割合により計算した遅延利息を支払う。
- 3 共済金の支給に関するその他の事項は、共済契約約款に定めるところによる。

(無効又は取消)

- 第16条 共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結または加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効とし、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しない。
- 2 加入者は、共済契約への申込みの際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があったときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金を返還しない。
  - 3 第15条及び前項に定めるもののほか、掛金その他の支払いに関する事項は、共済契約約款に定めるところによる。

(契約申込書の記載事項)

- 第17条 共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 申込年月日
  - (2) 申込団体名及び住所
  - (3) 加入申込消防団、消防本部等、自主防災隊等及び県消防協会等（以下「加入申込消防団等」という。）の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額
  - (4) 共済金の受取人
  - (5) 共済の給付内容及び共済金
  - (6) 共済期間の始期及び終期
  - (7) 共済金の支払方法

(共済証券等の記載事項)

- 第18条 共済証券には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 本会の住所及び名称
  - (2) 共済契約者名
  - (3) 加入申込消防団等名
  - (4) 共済金受取人
  - (5) 共済の給付内容及び共済金
  - (6) 共済期間の始期及び終期
  - (7) 掛金の払込方法
  - (8) 共済金の支払方法
  - (9) 共済契約を締結した日
  - (10) 共済証券を作成した日

(掛金の増額又は共済金額の減額等)

第19条 本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額し若しくは共済金額を減額すること(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)ができる。

- (1) 契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。
- (2) 前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類(共済事業規約、共済契約約款、掛金及び責任準備金の算出方法書をいう。以下同じ。)の変更につき、主務官庁の認可を取得する。
- (3) 前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を經由して加入者に通知する。なお、共済契約者を經由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

(共済契約の失効、消滅又は加入の解除)

第20条 共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効する。

- 2 共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによる。

(クーリング・オフ)

第21条 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者(以下「申込者」という。)は、共済契約又は加入の申し込みをした日と共済契約又加入申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができる。

- 2 前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所を記載させた上、記名押印をさせるものとする。
- 3 本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還する。

(共済金額、共済の給付内容又は共済期間を変更する場合の取扱い)

第22条 本共済は、本事業方法書に定めるもののほか、共済金額、共済の給付内容又は共済期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かない。

(時効)

第23条 共済金、掛金の返還及びその他本共済に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅する。

(返戻金)

第24条 本会は、第6条に規定する共済期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる見込みがある場合は、その収支差額の範囲内において、払込掛金に応じた金額を返戻金として返戻する。

(福祉増進事業)

第25条 本会は、本共済の事業として、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、次に定める福祉増進事業を行うことができる。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業

2 都道府県消防協会が行う前項に規定する事業に対して助成を行うことができる。

(共済契約者に対する調査等)

第26条 本会は、第4条に規定する共済契約者に対して、加入者からの掛金の收受又は加入者に対する共済金の払込その他共済契約約款に定められた事務の遂行について、いつでも報告を求め又は調査することができるものとする。

(他の業務への資金の運用)

第27条 本会は、保険業法等の一部を改正する法律（平成7年法律第38号）附則第4条第7項第1号に基づき、行政庁の承認を受けて、本共済事業に係る会計から本会が行う他の業務に係る会計へ資金を運用することができるものとする。

(福祉共済事業等運営委員会)

第28条 本会は、本共済事業の運営その他消防団員等の福祉の増進に係る重要事項について、本会において別に定める日本消防協会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うものとする。

(異常危険準備金)

第29条 本会は、限度額に達するまで、毎事業年度末に異常危険準備金を積み立てるものとし、その積立基準および限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」第2章第3条異常危険準備金の計算基礎および限度額のとおりとする。

(異常危険準備金の取り崩し基準)

第30条 前条の規定により積み立てた異常危険準備金の取り崩しは、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）施行令第43条第7号に規定するところによるものとする。

(消防団員等福祉増進事業積立金)

第31条 本会は、毎事業年度末の収支決算において、本共済の福祉増進事業の安

定的な運営を図ることを目的として、消防団員等福祉増進事業積立金の積み立てができるものとする。

- 2 前項に規定する積立金は、消防団員等の福祉の増進に資する事業に充てるため取り崩しができるものとする。

別表1 第11条に規定する加入者1人当たりの掛金

加入月日	掛金(円)
4月1日	3,000
5月1日	2,750
6月1日	2,500
7月1日	2,250
8月1日	2,000
9月1日	1,750
10月1日	1,500
11月1日	1,250
12月1日	1,000
1月1日	750

計算の基礎は、「掛金および責任準備金等の算出方法書」第1章の第1条掛金の計算基礎のとおり。

#### 附 則

(施行期日)

保険業法の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項に基づく行政庁の認可を得、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則

- 1 改正後のこの事業方法書は、平成28年4月1日から施行する。